

2022年10月1日から

紹介状なしで受診する場合の 選定療養費が改定されます。

2022年度の診療報酬改定に伴い、**2022年10月1日から**紹介状をお持ちでない方の初診時選定療養費および再診時選定療養費の金額が変更となります。

選定療養費とは、厚生労働省の定めにより、**他の医療機関から紹介状を持たず**当院を受診した際に診療費とは別にお支払いいただく料金です。

■選定療養費の対象

- ①初診 **紹介状を持たずに**当院を受診する場合
(当院通院中の方で初めて受診する診療科も対象)
- ②再診 当院から他の医療機関へ文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院の受診を希望される場合
(当院通院中の診療科が他にある方も対象)

2022年9月30日まで

2022年10月1日から

初診

5,500円(税込)▶

7,700円(税込)

再診

2,750円(税込)▶

3,300円(税込)

ただし、以下の場合を除きます。

- ・救急医療、周産期医療において休日夜間に受診した場合
- ・外来受診から継続して入院した場合
- ・災害被害、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診した場合など

2022年9月 福岡大学病院長